都市計画法第53条第1項の規定に基づく建築許可申請について

狛江市内の都市計画道路や都市計画公園・緑地などの都市計画施設の区域内において 建築物を建築する方は、都市計画法第53条第1項の規定により、市長の許可を受ける 必要があります。この許可を必要とする方は、以下のとおり申請をしてください。

1 申請先・問い合わせ先

狛江市都市建設部まちづくり推進課○3-3430-1111 (内線 2542・2543)

2 必要書類

許可申請に必要な書類等は、次のとおりです。 図面には作成者名を記載願います。

- (1) 都市計画法第53条許可申請書(第1号様式)
- (2) **委任状** (<u>※代理者による許可申請の場合のみ</u>) 委任状には、委任者及び代理者の押印が必要です。
- (3) 案内図

方位、申請区域(赤枠等)、道路及び目標となる土地建物等(駅、公共建物、河川等)がわかるものとしてください。

(4) 公図の写し

直近のものとし、申請敷地区域を赤枠等で明示してください。

(5) **建築物配置図** 縮尺 1/500 以上

方位、申請敷地区域、建築物の位置、敷地に接する道路、<u>都市計画施設等の</u> 計画線及び区域を必ず表示してください。

- (6) 敷地、建築面積、延床面積の求積図
- (7) **建築物の各階平面図** 縮尺 1/200 以上 増改築行為の場合は、この部分がわかるものとしてください。
- (8) **建築物の立面図** 4面以上 縮尺 1/200 以上 最高高さを表示するものとし、増改築行為の場合は、この部分がわかるよう に表示してください。
- (9) 建築物の断面図 2面以上 縮尺 1/200 以上
- (10) 建築確認申請書 第二面から第五面
- (11) 都市計画施設等の区域が分かる図

「狛江市地図情報サービス」で当該地を表示し縮尺 1/2500 で印刷したものを添付してください。ただし、都市計画道路の場合は、都市計画道路線形参考図(市HP掲載)に申請敷地を赤枠等で示したものを添付してください。

(12) その他参考となるべき事項を記載した図書等

建築物が都市計画施設の計画線の内外にわたる場合や計画線に近接している場合などは、詳細図や矩計図を提出していただくことがあります。

3 提出部数

2部(正・副各1部)を提出してください。許可後、副本をお返しします。

※都市高速鉄道の区域内において、当該施設管理者からの同意が必要な場合は、 3部(正1部、副2部)の提出が必要となります。

4 現地調査

審査をするうえで、職員が現地調査をすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

5 標準処理期間

通常、15日以内(休日、祝日等は含みません。)で処理します。

6 許可の基準

都市計画法第54条に該当する建築物は、原則として許可します。その他、次の要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであるときは、原則として許可をします。

- ①建築物の敷地が存する都市計画施設の事業の実施が、近い将来、見込まれていない こと。
- ②市街地開発事業等の支障にならないこと。
- ③階数が3以下であり、かつ地階を有しないこと。
- ④都市計画道路の区域内においては、高さが10m以下であること。
- ⑤主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造で あること。
- ⑥建築物が都市計画施設の区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画施設の区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。